

平成 2 3 年 9 月 9 日

平成 2 3 年度 特別調整交付金交付基準
(算定省令第 6 条第 9 号関係)

1 長寿・健康増進事業の実施

都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が事業計画を策定し、長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのために、積極的に取り組む以下の事業の実施に必要な経費を対象とする。

なお、広域連合が、委託または経費助成を行うことによって市町村等が実施する場合も対象とする。

交付対象事業

① 健康教育・健康相談事業

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等も踏まえ、健康教育や健康相談を実施する。

② 健康に関するリーフレットの提供

保健師等により、被保険者の心身の特性を踏まえた健康の保持・増進に必要な情報提供等を実施する。

③ スポーツクラブ、保養施設等の利用助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設、保養施設等を利用する場合の料金の助成を実施する。

④ スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成

被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、自治体その他の団体が行うスポーツ大会、レクリエーション等の各種行事等にあって、運営経費の助成を実施する。

⑤ 医療と介護の連携強化モデル事業

被保険者の心身の特性を踏まえた医療と介護の連携を強化するための取組を実施する。

⑥ 人間ドック等の費用助成

疾病の早期発見を目的として、被保険者が人間ドック等を受診した場合の自己負担分を除く費用の助成を実施する。

⑦ 健康診査事業

被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るために実施する健康診査のうち、一定基準に基づき医師が個別に必要と判断した場合に行う追加項目に係る費用助成を実施する。

⑧ その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業

上記①から⑦まで以外について、事業の趣旨に沿った取組についても事業の対象とする。

〔交付金の算定対象期間〕

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

〔交付金の算定方法〕

平成23年4月1日現在の被保険者数に応じて次表の交付基準額を上限とする。

ただし、交付対象事業のうち管内全域における展開を視野においた先駆的・先進的な事業であると認められる事業については、交付基準額とは別に必要額を交付することとする。

また、次表の交付基準額を超えて支出している場合には、厚生労働大臣が認めた額を加算して交付することとする。

被保険者数	交付基準額	被保険者数	交付基準額
10万人未満	20百万円	60万人以上70万人未満	140百万円
10万人以上20万人未満	40百万円	70万人以上80万人未満	160百万円
20万人以上30万人未満	60百万円	80万人以上90万人未満	180百万円
30万人以上40万人未満	80百万円	90万人以上100万人未満	200百万円
40万人以上50万人未満	100百万円	100万人以上	220百万円
50万人以上60万人未満	120百万円		

2 離職者に係る保険料の減免の実施

広域連合が、「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成21年4月15日付け保高発第0415001号高齢者医療課長通知）に基づき、保険料の減免措置を実施した被保険者に係る保険料の減免額を対象とする。ただし、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「算定省令」という。）第6条第1号に該当する被保険者に係る保険料の減免額を除く。

〔交付金の算定対象期間〕

平成23年1月1日から12月31日までとする。

〔交付金の算定方法〕

広域連合が、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、事業の倒産、破産又は廃業等により本人の意思に反して職を失ったこと（ただし、定年退職、自己の責めに帰すべき理由による解雇等を除く。）により減免措置を実施した被保険者に係る保険料の減免額（ただし、算定省令第6条第1号に該当する被保険者に係る保険料の減免額を除く。）の合計額の10分の8以内の額とする。

3 平成23年度における算定省令第6条第8号（結核性疾患及び精神疾患）に係る経過措置

平成23年度分の交付額算定においては、国民健康保険の調整交付金の基準と同様の基準を用いて、構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額のうち結核性疾患及び精神疾患に係る額の占める割合を算出し、当該割合が100分の15を超える場合について、当該場合に該当する構成市町村につき算定した調整前調整対象需要額に当該割合から100分の15を控除した割合を乗じて得た額の10分の8以内の額の合計額とする。
(ただし、平成23年度において算定省令第6条第8号により算定した額を除く。)

4 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に関する広報の実施等

広域連合が、臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に伴い作成する制度周知用リーフレット、意思表示欄保護シール及び臓器提供意思表示シールの印刷・封入・郵送料等その他必要と認められる経費を対象とする。

[交付金の算定対象期間]

平成23年1月1日から12月31日までとする。

5 東日本大震災に係る経費

東日本大震災（以下「大震災」という。）により、広域連合が実施する以下の特例措置に要する費用を対象とする。

① 一部負担金等免除の実施

「東日本大震災に係る後期高齢者医療災害臨時特例補助金の交付申請及び後期高齢者医療の特別調整交付金の交付について」（平成23年5月31日付け保高発0531第1号高齢者医療課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、広域連合が実施した、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの一部負担金等免除額のうち、2割分の金額について対象とする。

（8割分の金額については、後期高齢者医療災害臨時特例補助金にて交付。）

② 保険料減免の実施（平成23年3月～平成24年2月分）

「課長通知」に基づき、広域連合が実施した平成23年3月から平成24年2月までに係る保険料減免額の2割分の金額について対象とする。

（8割分の金額については、後期高齢者医療災害臨時特例補助金にて交付。）

③ 保険料減免の実施（平成 24 年 3 月分）

「課長通知」に基づき、広域連合が実施した平成 24 年 3 月に係る保険料減免額の全額について対象とする。

④ 被保険者証等の再送付経費

「東日本大震災による被災に伴う国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合等の取扱いについて」（平成 23 年 6 月 21 日付け高齢者医療課事務連絡）に基づき、前年所得等の把握が困難な場合に前々年所得に基づき一部負担金の負担割合等の判定を行った後、前年所得等の把握が可能となった場合に、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日までの被保険者証等の再送付等に要する経費について対象とする。

6 口蹄疫被害の条例減免に対する財政支援

「平成 22 年 4 月以降に発生した口蹄疫の影響により手当金等の交付を受けた者の一部負担金等の取扱いについて」（平成 23 年 7 月 8 日付け高齢者医療課事務連絡）に基づき、平成 22 年 4 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成 22 年法律第 50 号）第 1 条第 1 項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けた被保険者に係る保険料の減免額のうち、平成 22 年度保険料の所得割額から、手当金等を含まない平成 22 年所得に基づく平成 23 年度保険料の所得割額を控除して得た額及び当該減免に係る周知広報経費について対象とする。